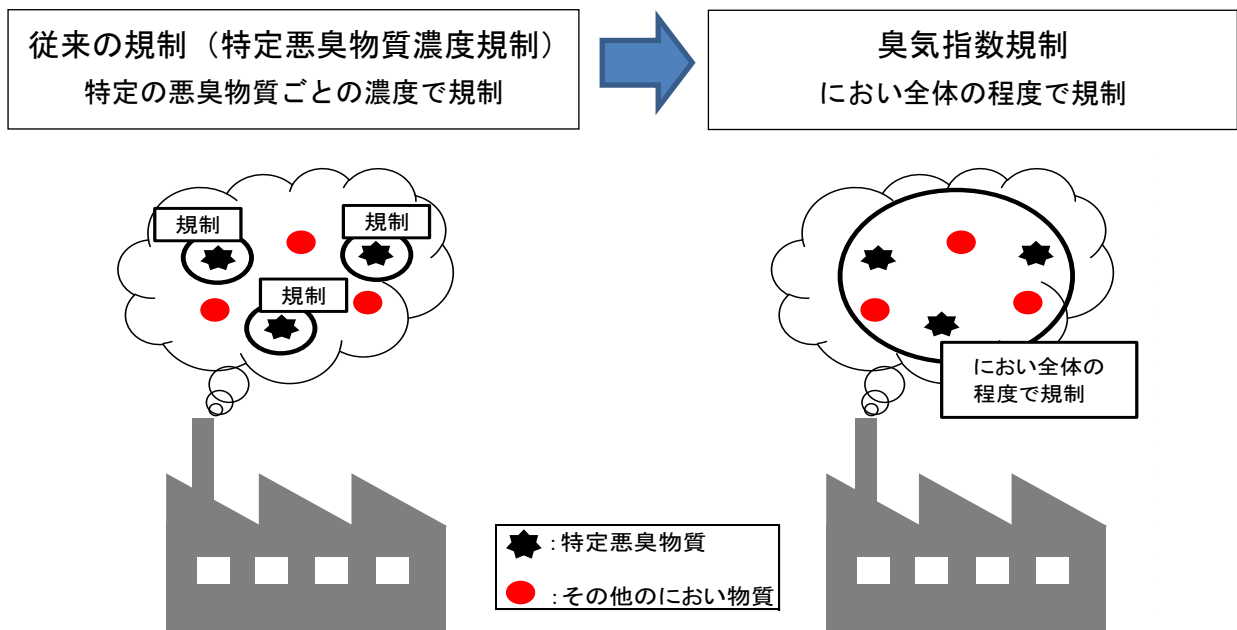


悪臭防止法に基づく規制方法・規制地域が変わります

変更の理由

霧島市では、これまで工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア、メチルメルカプタン等の悪臭防止法に定める22物質による「特定悪臭物質濃度規制」を行ってまいりました。

この方法では、様々なにおいが混ざった複合臭や、規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にあります。そこで、市では悪臭防止法に基づく規制方法を「特定悪臭物質濃度規制」から、**人間のきゅう覚を用いてにおいの程度を判断する「臭気指数規制」に変更し、規制対象地域も市内全域に広げました。**



臭気指数とは

「臭気指数」とは、臭気の強さを示す数値で、においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率から算出した数字です。

臭気の測定方法

工場・事業場の排気空気や敷地境界での空気を真空ビンやバッグを用いて採取後、無臭にした空気（水の場合は無臭の水）で薄めていき、においが感じられなくなった時点の希釈倍率を求めます。

このにおいの試験を行う人（嗅覚パネル）は6人以上で行います。嗅覚の鋭敏な人とそうでない人をあらかじめテストを行いパネルから除き、平均的な測定とし公平を保ちます。

また、一連の試験は臭気測定業務従事者（臭気判定士）の管理のもと行われます。



出典：環境省「臭気対策行政ガイドブック」

新しい規制基準

(1) 規制地域

市内全域が規制対象の地域になります。

(2) 規制対象

霧島市内に立地する、すべての工場・事業場が対象になります。

一般家庭のほか、自動車や建設工事等から発生する悪臭は規制対象外になります。

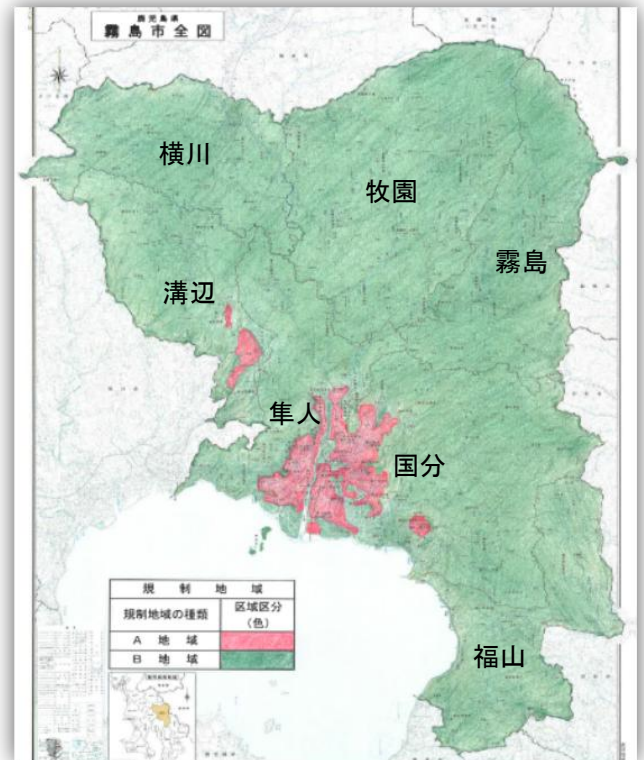
(3) 規制基準

工場・事業場の敷地境界線上の臭気、気体排出口から排出された臭気及び排出水の臭気について、下図のように対象により1号基準から3号基準があります。

規制基準は市内全域を2つの区域に分けて、それぞれ設定します。右図の赤色部分をA地域（都市計画法に基づく用途地域）、緑色部分をB地域とします。

なお、用途地域とは、生活環境や業務の利便性を考慮し、都市計画法に基づき区域を住宅地、商業地、工業地などに区分し、土地利用や建物用途の内容について一定の決まりを定めている地域です。

臭気指数規制地域図



①敷地境界線上の規制基準（1号基準）

地域区分	規制基準	においのめやす
A地域 (地域図の赤色)	臭気指数 1.2	においがついた空気を、無臭空気で約1.6倍に希釈したときに、においを感じなくなる
B地域 (地域図の緑色)	臭気指数 1.5	においがついた空気を、無臭空気で約3.2倍に希釈したときに、においを感じなくなる

<参考>

臭気指数 1.0 = ほとんどの人が気にならないにおいの状態

臭気指数 1.2～1.5 = においが感知できる、何のにおいかわかる

臭気指数 1.8～2.1 = 楽に感知できるにおい

②気体排出口の規制基準（2号基準）

1号基準値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

③排出水の規制基準（3号基準）

地域区分	規制基準
A地域	臭気指数 2.8
B地域	臭気指数 3.1



出典：環境省「悪臭防止法の手引きパンフレット」

これまで市に寄せられた臭気に関する相談事例

市に寄せられる臭気に関する相談は、事業活動に起因するものから家庭生活に起因するものまで広範囲にわたっております。

- ・住宅地周辺での野焼きの煙のにおいに関する相談
- ・堆肥を田畑に野積みされたのにおいに関する相談 等

市といたしましては、以下のようなお願いをしております。

・庭木や板類は、50～60cmに切断し、束ねて可燃ゴミとして出していただくことや、枝葉等は可燃ゴミ袋に入れて可燃ゴミの収集日にお出しくださるようお願いしております。また、焼却が認められている場合でも、周囲に迷惑のかからないように十分注意していただくようお願いしております。

・田畑に捲かれる堆肥につきましては、すぐにすき込んでいただくようお願いしております。また、すぐにすき込まない場合は、ブルーシート等で堆肥を覆っていただくようお願いしております。

悪臭を防ぐには

悪臭を未然に防ぐために、発生状況の調査、原因の究明、対策の検討などの取り組みが必要です。

(1) 工場・事業場周辺の調査

- ・気体排出口（煙突等）の向き高さ
- ・窓や出入口の開閉状況
- ・近隣住居等との距離
- ・空気の流れ、植栽の状況 等

(2) 悪臭原因の究明

- ・においの発生源調査
- ・においの頻度、種類の特定
- ・においの発生作業、工程の調査（製造工程以外についても実施） 等

(3) 悪臭改善対策の検討

- ・原料等の搬入、保管方法の改善
- ・清掃の実施、焼却行為の禁止
- ・営業、作業時間の変更
- ・原材料の変更 等

(4) 脱臭装置等の導入検討

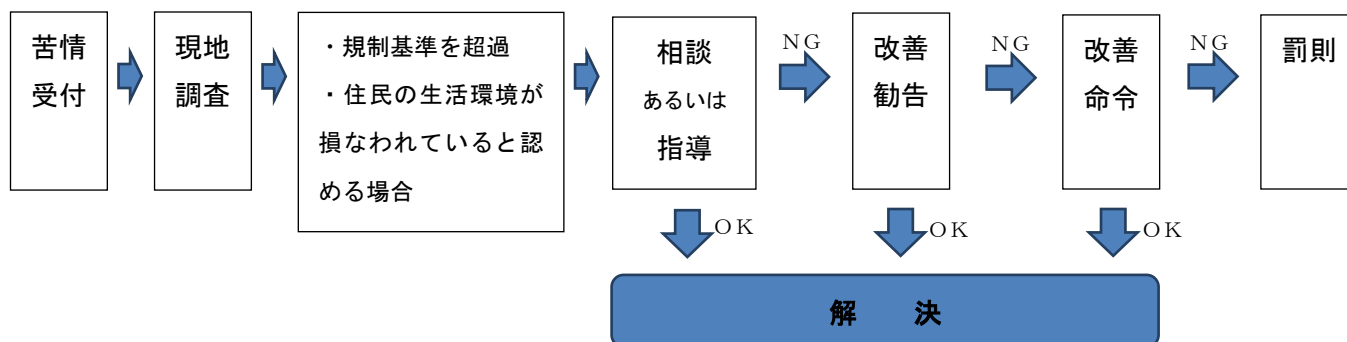
- ・発生源にあった脱臭装置等の導入
- ・排出口の向き、高さの変更
- ・発生源の密閉化
- ・植栽の実施、配管等の修理 等

規制遵守のために

工場・事業場から発生するすべてのにおいが対象となり、悪臭防止法第7条に規制基準を遵守する義務が規定されています。悪臭防止対策にご協力をお願いします。

行政処分等について

規制基準を満たしていないことにより、周辺的生活環境が損なわれ、苦情が発生した場合には、事業者には適切な対策を講じていただきます。苦情が解決しない場合には、行政処分や罰則が適用されることもあります。



※施行後1年間は改善命令の措置は猶予されます。

事故時の措置

規制地域内の工場・事業場において事故などで悪臭が発生した場合には、すぐに応急措置を講じた上で、市役所へ連絡してください。

施行日

平成27年10月1日から施行します。

問い合わせ先は

霧島市 生活環境部 環境衛生課
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL 0995-64-0950
FAX 0995-47-1930
e-mail:kankyo@city-kirishima.jp